

- 生ワクチンの後では27日あけるとなっていて、4週後の同じ曜日に接種できる。生ワクチンが体内で1～3週間かけて増殖中に他の生ワクチンを接種した場合、互いに干渉して増殖が妨げられることがあるからである。Red Book「感染症委員会報告」では、注射で投与される生ワクチンに限って4週間あけるようになっている*3。

同一ワクチンの複数回接種の間隔

- 不活化ワクチンでは、単回の接種で十分な免疫を付与することができず、長期に免疫を維持できないので、複数回の接種が必要である。接種間隔については、①できるだけ早期に免疫を付与する、②高い免疫効果を得られる、③長期に免疫を維持できる、という点を考慮して、回数と接種間隔が決められる。
- 初回の接種は3～8週程度の間隔で、2～3回の接種が行われて、追加接種を6か月以上あけて行うものが多い。接種間隔がかなりあいても、接種回数が守られたらやりなおしをする必要がないと考えられている。日本脳炎やインフルエンザでは、1～4週間という間隔が添付文書に書かれているが、これは流行が差し迫ったときに短時間に免疫を付与することを目的としたもので、効果を考えれば3～4週間あけることが望ましいとされる。
- 生ワクチンの複数回接種については、2つの場合がある。麻疹や風疹では、1回目の接種において免疫が付与されない primary vaccine failure や接種後の免疫の低下である secondary vaccine failure を補う目的で2回目の接種が行われる。日本では、小学校入学前1年間に2回目の接種が行われている。水痘ワクチンについては接種後罹患が多いという観点から、2回目の接種を18か月～2歳未満(初回接種後3か月以上)にすることが、日本小児科学会*4から推奨されている。
- 複数回接種の予防接種が標準的な間隔以外で接種されたときは、定期接種にならないのではという地方自治体の疑義に対して、平成19年6月11日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知は、「対象者が発熱を呈している等、予防接種を行うことが不適切な状態にあったことにより、(中略)接種間隔を越えて予防接種を実施せざるを得ない場合については、当該接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種として取り扱って差し支えない」と回答している。予防接種実施規則や定期接種実施要領にも同じ趣旨の記載があり、定期接種年齢内の接種であれば、接種間隔によらず定期接種と認めるという解釈と考えてよい。

🔗 参考文献

- 大谷明ほか. ワクチンと予防接種のすべて—一見直されるその威力. 東京：金原出版；2009.
- 日本ワクチン製造協会. ワクチンの基礎—ワクチン類の製造から流通まで. 東京：日本ワクチン製造協会；2011.

*3

経口生ワクチンと注射用生ワクチンはどんな間隔でも可。

*4

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール(2013年4月1日版).

http://www.jpeds.or.jp/saisin/saisin_110427.pdf